

令和7～9年度札幌市住宅マスタープラン策定支援業務

業務委託仕様書

令和7年3月

札幌市都市局市街地整備部住宅課

1 業務名

令和7～9年度札幌市住宅マスタープラン策定支援業務

2 業務の目的

本市は、「札幌市住宅マスタープラン 2018」（以下「現住マス」という）を平成30年12月に策定し、総合的な住宅施策を展開しているところであるが、策定から6年余りを経過し、人口動態は人口減少の局面を迎えるなど、計画の前提条件も変容している。

一方、国においては、住宅を取り巻く社会情勢の変化を受け、住生活基本法（平成18年6月8日法律第61号）に基づき令和3年3月に「住生活基本計画（全国計画）」を策定しているが、令和7年度には計画が見直される見込である。

また、札幌市においては、住宅マスタープランの上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」が令和4年度に見直されるとともに、住宅施策に関連が深い他の部門別計画の策定や見直しも進んでいる。

このため、これらの変化に対応するとともに、令和9年以降概ね10年先を見越した住宅施策の展開に向けて、現計画を見直し、次期札幌市住宅マスタープラン（以下「次期住マス」という。）を策定する必要がある。

次期住マス策定にあたっては、既往調査などの資料の収集・情報整理とともに、今後の住宅施策の展開に向けて必要なアンケート調査等を行うなど、今後の住宅政策の企画立案のための基礎となる「住宅関連統計資料」を作成する。

これらの分析結果に基づき、令和7年度に、有識者や市民等から構成される「札幌市住まいの協議会」に対して住宅施策のあり方について諮問し、審議を経て答申を得て、次期住マス素案の作成を行う。その後、パブリックコメント手続を経て、令和9年度に次期住マス本書を作成し、公表する予定である。

本業務は、次期住マス策定に向けて、本市における住宅事情把握のための基礎調査、協議会の運営支援のほか、パブリックコメント手続や、次期住マス本書等作成の支援を行うものである。

3 業務内容

(1) 札幌市における住宅事情把握のための基礎調査

① 次期住マスにおける施策立案等を見据えた住情報の活用のための計画策定

ア 概要

現住マスのもと取り組んできた施策の分析・評価や、次期住マスに掲げる施策立案に向けては、これらの施策の前提となる課題やニーズはもとより、住宅事情や人口・世帯動向といった客観的なデータを把握する必要がある。

このため、これら施策に対応した住情報を、効果的かつ効率的に収集し、活用するための計画（以下「住情報活用計画」という。）を企画・立案する。

住情報活用計画は、住宅施策を進めていくうえでの課題や政策的なニーズ等に対応して、その現状や実態を明らかにする道筋や方法と、そのために必要な客観的な資料やデータを明らかにするものとする。また、客観的な資料やデータを、限られた資源と時間の中で、効果的、効率的、廉価に取得し、又は調査する道筋も明らかにする。

なお、住情報活用計画のフォーマットは、別紙をイメージするが、詳細は、受託者の提案を踏まえて、委託者と協議して定めるものとする。

イ 住宅施策を進めていくうえでの課題や政策的なニーズ等の考え方

住情報活用計画の策定にあたり、住宅施策を進めていくうえでの課題や政策的なニーズ等は概ね次のA及びBを想定するが、必要に応じて、追加、補正すること。

A 現住マスのもと、取り組んできた施策の分析とその現状と将来見込

<想定する主な分析対象>

- 「札幌市の人口動態」（現住マス 2-3）
- 「住まいに関する現状と課題」（現住マス 2-4）
- 「推進する施策」（現住マス第4章）やそれに関連する国・他都市の施策や方向性
- 「成果指標」（現住マス第4章）の直近達成値など

B 次期マスに掲げる施策の立案に資する分析・評価

<想定する主な分析対象>

- 住宅確保要配慮者（住宅セーフティネット法第2条）の想定・推計
- 世帯類型（家族類型、世帯主年齢、世帯規模、世帯収入など）の状況やその住宅事情
- 民間住宅（建て方別×所有関係別など）のフロー・ストック（規模、住宅性能、居住水準状況、住環境など）
- 公的住宅（市営住宅、道営住宅、UR賃貸住宅等）のフロー・ストック

ウ 必要な客観的な資料やデータの考え方

住情報活用計画の策定にあたり、活用する住情報の考え方としては、既往の基幹統計調査等（次項②）や、市が独自に行った既往調査（以下「既往独自調査」という。）（次項④）を、整理、集計（整理された標本の単純集計及び代表値の算定若しくはクロス集計などを行うこと。以下同じ。）、解析（集計されたデータや、複数の指標や事象等の因果関係や関連性の強弱などを統計的に明らかにすること。以下同じ。）及び分析（整理、集計又は解析された結果を踏まえて、ある事象等の原因や理由などを説明すること。以下同じ。）によって最大限活用することを前提とする。

また、直近の住宅・土地統計調査など、既往基幹統計調査の独自集計（次項③）も行い補完する。

これら調査の活用等によっても捕捉が困難であり、かつ現住マスの成果の確認や次期住マスの立案上、新たな調査を行い収集し、その解析、分析などが必要な住情報は、本業務において調査（以下「新規独自調査」という。次項⑤））を行う。

エ 住情報活用計画の適時修正

次項②～⑤に示す収集、修正、解析又は分析作業の対象となる項目は、住情報活用計画にて整理する。

また、「住情報活用計画」は、次期住マスの検討深度や策定段階の進捗に応じて、有識者（概ね、令和7年10月頃から令和8年9月頃を想定）や市民意見（概ね、令和9年7～8月頃を想定）などに対応して、必要に応じて、データの追加等、適時修正を行うこととする（8

想定スケジュール参照)。

なお、住情報活用計画の変更の詳細は、事業進捗にあわせて、別途、委託者と協議して定めるものとする。

② 「令和5年住生活総合調査」及び「令和5年住宅・土地統計調査」の集計結果の解析及び比較分析等並びに既往の基幹統計調査等の補足的分析（既往の基幹統計調査等）

ア 「令和5年住生活総合調査」及び「令和5年住宅・土地統計調査」

令和5年住生活総合調査（調査時点：令和5年12月）の確報及び令和5年住宅・土地統計調査（調査時点：令和5年10月）の集計結果（「住宅及び世帯に関する基本集計」、「住宅の構造等に関する集計」など）を活用して解析し、北海道、札幌市及び他政令指定都市について比較を行い、住宅施策立案の前提となる本市の地域的特性などについて分析を行う。

また、過年度調査（平成30年度以前）も活用して、現住マス策定時から現在に至る札幌市における住宅事情や世帯構成等に関する時系列変化の解析及び分析を行う。

イ 既往の基幹統計調査等の補足的分析

アで把握しきれない、住宅事情のほか、新築住宅戸数などの建設動向、人口・世帯の状況、居住水準など、住宅施策立案のために必要な状況等について、補足して把握するため、国勢調査、建築着工統計、マンション総合調査をはじめとする既往の基幹統計調査等を活用して、適宜、整理、解析及び分析を行う。

③ 札幌市の住宅事情等に係る独自集計に関する検討、集計、解析及び分析（既往基幹統計調査の独自集計）

ア ②を補完し、本市の住宅事情等をより詳細に把握するため、統計法（平成19年法律第53号）第33条の規定に基づき、令和5年住宅・土地統計調査や令和5年住生活総合調査の調査票情報の提供を国に求め、これらを活用した札幌市の独自集計を行う。

このため、独自集計に必要な項目及び内容について検討したうえで、総務省及び国土交通省に対する提供の申出等に必要となる次の書類等を作成する。

A 令和5年住宅・土地統計調査

- ・利用する調査事項
- ・クロス集計（表頭）
- ・その他提供を依頼するデータ種別や総務省の求めに応じて作成する書類のうち、技術的支援が必要なもの

B 令和5年住生活総合調査

- ・利用する調査事項
- ・集計事項一覧
- ・集計結果表様式（クロス集計の表頭）
- ・その他提供を依頼するデータ種別や国土交通省の求めに応じて作成する書類のうち、技術的支援が必要なもの

イ 総務省及国土交通省から調査票が提供された後、集計、解析及び分析を行う

なお、集計等の作業においては、総務省及国土交通省の担当者を、委託者とみなして、指示等があれば、適時対応することとする。

④ 札幌市の住宅動向・特性等に関する要点の整理（既往独自調査）

既往独自調査結果の活用を検討し、要点を整理する。

<想定する主な既往独自調査>

- 分譲マンション管理実態調査（令和2年度、令和7年度）
- 市営住宅に関するアンケート業務（令和4年度）
- 居住支援相談窓口における相談記録等の分析業務（令和6年度）
- 本市の部門別計画における現状分析等

⑤ 新規独自調査の企画、集計及び分析並びに施策立案のための事例収集（新規独自調査）

前記②から④による既往調査を最大限有効活用して、今後の住宅政策の企画立案のための基礎資料を作成することが効率的である一方、例えば、本市内の特定の対象者を対象とする意向や実態など、一般の調査では把握し難い情報であるが、次期住マスの策定上、その調査、分析などが必要なものがある。

住情報活用計画にて検討・計画した、次期住マスの策定上、新たに行う独自の調査（①ウの「新規独自調査」）として、概ね、次のア～エの調査を企画し、その集計及び分析を行う。なお、既往調査により調査の代替が可能な場合は、住情報活用計画にて整理したうえで、新規独自調査を省略することができる。

なお、アからエの調査のいずれも、オに記載する留意事項を遵守すること。

ア 住宅確保要配慮者に関するアンケート調査及び事例収集

A 調査対象（アンケート）

- ・民間賃貸住宅オーナー（1,000 通程度配付、回収率は 25%を想定）

B 業務内容（アンケート）

- ・調査の企画及び立案（住情報活用計画への反映）
- ・アンケート票の原稿作成、印刷、袋詰及び発送並びに回収したアンケート票の集計・分析
- ・アンケート票の送付先は、関係団体と協議・調整のうえ、委託者が指示

C 想定質問項目（アンケート）

- ・30 問程度（住宅確保要配慮者の受入れ実態、住宅セーフティネット法に基づく制度等への関与度、改正住宅セーフティネット法の認知度などを想定）
- ・詳細は、委託者と協議する。

D 住宅施策の企画立案に向けた参考事例の収集

- ・住宅確保要配慮者の受け入れるオーナーを確保するために、工夫している他都市の取組事例やアイデアの収集（10 事例程度）

※なお、事例や既存資料等の把握を目的とするもので、他都市等に対する視察やヒアリング等の調査は、本業務に含まない。

イ 民間賃貸住宅を管理する管理会社等に関するアンケート調査

A 調査対象

- ・民間賃貸住宅を管理する管理会社（20 通程度配付、回収率 100%を想定）
- ・家賃債務保証会社（10 通程度配付、回収率 100%を想定）

B 業務内容

- ・調査の企画及び立案（住情報活用計画への反映）
- ・アンケート票の原稿作成（2 種類）、印刷、袋詰及び発送並びに回収したアンケート票の集計・分析
- ・アンケート票の送付先は、関係団体と協議・調整のうえ、委託者が指示

C 想定質問項目

- ・50 問程度（高齢者、低所得者などの入居に関しての困りごと、ど

のような支援が必要か 等を想定)

- ・詳細は、委託者と協議する。

ウ 子育て世帯の住まいのニーズ把握に関するアンケート調査及び事例収集

A 調査対象（アンケート）

- ・子育て世帯（2,000 通程度配付、回収率は 25%を想定）

B 業務内容（アンケート）

- ・アンケート票の原稿作成、印刷、袋詰、発送及び回収、結果の集計・分析
- ・アンケート票の送付先は、委託者が指示

C 想定質問項目（アンケート）

- ・30 問程度（入居にあたって重要視すること、賃貸住宅に対する考え方 等を想定）
- ・詳細は、委託者と協議する。

D 住宅施策の企画立案に向けた参考事例の収集

- ・子育て世帯の定住促進に関する他都市事例の収集（20 都市程度）

※なお、事例や既存資料等の把握を目的とするもので、他都市等に対する視察やヒアリング等の調査は、本業務に含まない。

エ 住宅ストックの活用・流通促進に関するヒアリング調査

A 調査対象（ヒアリング）

- ・市内の不動産業者 10 社程度

B 業務内容（ヒアリング）

- ・ヒアリング票の作成、ヒアリングの実施、結果の整理

C 想定調査項目（ヒアリング）

- ・調査時間は、1 社あたり 1 時間以内（市内の中古住宅ストックの活用や流通促進に向けた現状や問題点、流通等を円滑に促進するための施策などを想定）
- ・詳細は、委託者と協議する。

オ 留意事項

具体的な調査対象等は、住情報活用計画において確定させるため、前記したアからエは目安とされたい。

新規独自調査に必要な経費等は受託者の負担とする。

個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法、札幌市個人情報保護条例、個人情報取扱事務委託等の基準などに照らして、個人情報の適切な安全管理の措置を講ずること。

意識調査にあたっては、市内部における手続（意識調査の事前協議、個人情報ファイル簿の作成など）を要する場合があることから、工程を含めて、計画的に調査を企画し、委託者と予め余裕をもって協議すること。

(2) 策定支援

① 「札幌市住まいの協議会」運営支援

ア 協議会（2部会及び合同部会を含む）の資料作成及び印刷

協議会は、令和7年10月頃から令和8年9月頃までを想定する。なお、資料の基本的な内容は、別途住宅課から指示する。

イ 協議会に関する会議への出席及び技術的助言

オブザーバーとして会議に参加し、協議会の論点整理に向けて、必要な技術的助言（国及び他自治体等における住生活基本計画や施策などを踏まえたもの）や支援を行う。

ウ 協議会会議録の作成（逐語録と要旨）15回程度（予定）

エ 庁内会議用の資料作成（アと同程度の内容を想定し、5回分程度）

オ 住まいの協議会答申の作成・印刷製本

答申案を作成し、協議会の了承を得たうえで答申として整理し、印刷製本する。製本した答申書の納期は、協議会の最終会議開催日から1か月以内とする（納期は、令和8年10月頃を想定）。

有識者等の旅費・謝金及び会場使用料は委託料に含まない。

② 札幌市住宅マスタープラン本書等作成支援

ア 次期住マス本書等の企画・作成

パブリックコメント手続等を踏まえ、次期住マス本書を企画及び作成する。加えて、次期住マスの論点を整理した概要版も、企画及び作成する。

事前配付用に本書及び概要版を印刷する（数量は7(2)⑦及び⑧のとおり）。

なお、本書及び概要版の作成にあたっては、アの配慮事項とともにユニバーサルデザイン等に配慮して、適切なデザイン等を行うこと。

イ 次期住マス本書等入稿データの作成

本書及び概要版の印刷製本は、別途、印刷業者に発注するため、前項アで作成したものを、入稿用データに作成する。いずれも、アウトライン化されたデータとし、Adobe®Illustrator で編集等可能な形式を前提とするが、別途アウトライン化前のデータも納品すること。詳細は、別途委託者と協議して定める。

なお、印刷製本は本業務に含まないこととするが、印刷製本にあたって、入稿用データに補正等の作業が生じた場合は、適宜、印刷業者に協力すること（入稿データの納期は、令和9年9月頃を想定）。

③ パブリックコメント手続支援業務

ア パブリックコメント手続に付す次期住マス素案の企画・作成・印刷製本

協議会の答申を踏まえ、パブリックコメント手続に付す、次期住マスの素案（以下「素案」という。）を企画、作成及び印刷製本する（数量は、7(2)⑤のとおり）。

素案の作成にあたっては、図表を加えるなど、簡単なデザインを行い、計画内容を、的確に市民に伝えられるよう配慮を行うこと。

イ パブリックコメント手続用参考資料の企画・作成・印刷製本

素案と共に配布する参考資料（趣旨・目的・背景、素案の概要、論点等を明示したもの）を企画、作成及び印刷製本する（数量は、7(2)⑥のとおり）。

作成にあたっては、アの配慮事項を踏まえること。

パブリックコメント手続は、令和9年7～8月頃から1か月程度の実施を想定する。なお、印刷製本した素案及び参考資料の配架や広報は、委託者にて行うため、本業務に含まない。

4 貸与資料

(1) 本業務の遂行にあたり、次の資料を貸与する（提供時期に特記なき場合は、業務着手時に貸与する）。

ア 既往の基幹統計調査等（3(1)②）に関する資料

- ・「平成27年度札幌市における住宅事情把握のための基礎調査業務報

告書」

※現住マス策定時における基礎資料作成業務の成果品

イ 既往基幹統計調査の独自集計（3(1)③）に関する資料

A 令和5年住宅・土地統計調査結果 調査票

- ・本市が総務省から使用承認を得たもの：テキストデータ形式想定
- ・提供時期：令和7年夏頃予定

B 令和5年住生活総合調査結果 調査票

- ・本市が国土交通省から使用承認を得たもの：テキストデータ形式想定
- ・提供時期；令和7年夏頃予定

ウ 既往独自調査（3(1)④）に関する資料

- ・想定する主な既往独自調査に関するもの
- ・「令和7年度分譲マンション管理実態調査」の提供時期：令和8年3月頃予定
- ・その他「札幌市統計書」など、業務の遂行に必要な既往独自資料

エ その他委託者が必要と認める資料

- ・業務着手後に委託者・受託者間で協議を行い、適宜貸与することとする。

(2) 次の資料は、総務省ホームページ等から、受託者自ら取得すること

- ・既往基幹統計調査等に係るデータ

5 業務の履行期間

業務締結の日から、令和10年1月31日までとする。

ただし、7に示すそれぞれの成果品の提出期限は、検討作業の進捗に応じて別途指示する。

以下の成果品については中間払いの対象とするため、令和8年2月27日に提出すること。

- ・3(1)① 住生活活用計画
- ・3(1)⑤ 新規独自調査 ア～エのうち委託者が指示する2調査

6 打ち合わせ協議

業務を円滑に進めるため、適宜、打合せ協議を行う。リモート会議等可とし、簡素な協議記録を作成すること。回数は以下を想定している。

- ・札幌市における住宅事情把握のための基礎調査 6回程度
- ・策定支援 30回程度

7 成果品

(1) 札幌市における住宅事情把握のための基礎調査

NO	名称	搭載項目		仕様等	数量	
		相当する仕様書	搭載内容（※注1・注2）			
①	業務 報告書	住情報活用計画	3(1)①	・一式	A4判 簡易 製本	10部
		既往の基幹統計調査等	3(1)②	・活用した統計表（表番号、統計表名など）【一覧】		
		既往基幹統計調査の独自集計	3(1)③	・独自集計項目（表頭、統計表名など）、集計項目（表頭など）【一覧】		
		既往独自調査	3(1)④	・データ等活用した既往独自集計の調査名【一覧】		
		新規独自調査	3(1)⑤	・企画内容（調査名、調査目的、調査対象など）【一覧】		
		協議記録書	6	・打ち合わせの概要が判別できるもの【打合せごと】		
②	住宅関連統計資料の調査・分析報告書	既往の基幹統計調査等	3(1)②	・解析結果（集計表等）、分析結果（解析結果の分析コメント）【既往の基幹統計調査等ごと】	3部	
		既往基幹統計調査の独自集計	3(1)③	・解析結果（集計表等）、分析結果（解析結果に基づき分析したコメント）【既往基幹統計調査ごと】		
		既往独自調査	3(1)④	・要点整理した結果（要点整理したコメント）【既往独自集計ごと】		
		新規独自調査	3(1)⑤	・アンケート及びヒアリング調査結果の集計結果（集計表等） ・分析結果（集計結果に基づき分析したコメント）【新規独自調査ごと】		
③	住宅施策調査報告書	新規独自調査	3(1)⑤	・事例収集を行った他都市の事例に関する資料一式を綴ったもの【都市ごと】	3部	
④	報告書 電子データ	・業務報告書 ・住宅関連統計資料の調査・分析報告書	7(1)① 7(1)②	・簡易製本した報告書の原稿となる電子データ （注3）	CD-ROM 等 （注5）	一式
⑤	統計表等 電子データ	・住宅施策調査報告書	7(1)③	・解析結果及び集計結果の元となる統計表等の電子データ （注4）		

注1 掲載内容に示すものは、想定であり、別途、委託者と協議して確定する。

注2 ②の報告書のうち、解析結果は、集計表を原則とし、視覚化等のため集計表を2次加工したグラフ等は、分析結果の説明上、必要最低限のもの以外、原則不要とする。

注3 報告書電子データ（④）の形式は、Microsoft®Word形式を前提とする。

注4 統計表等電子データ（⑤）の形式は、Microsoft®Excel形式を前提とする。

注5 いずれの電子データ（④⑤）についても、Microsoft®Windowsで再生・編集できる形式とする。また、納品にあたっては、最新のウイルス定義によりウイルス駆除ソフトで検証した上で提出すること。

(2) 策定支援

NO	名称	仕様等	数量
①	会議資料	Microsoft®PowerPoint 形式、50 枚程度×15 回程度	各 20 部
②	会議録（逐語録）	A 4 判、再生紙、15 回程度	各 1 部
③	会議録（要旨）	A 4 判、再生紙、15 回程度	
④	住まいの協議会答申	A 4 判中綴じ、再生紙、30 ページ程度	30 部
⑤	パブリックコメント用次期住マ素案	A 4 判、再生紙 70kg 程度、70 ページ程度、2 色刷	500 部
⑥	パブリックコメント 手続用参考資料	A 4 判中綴じ、再生紙 70kg 程度、15 ページ程度、2 色刷り	500 部
⑦	次期住マ本書	A 4 判、再生紙、70 ページ程度、2 色刷り	50 部
⑧	次期住マ概要版	A 4 判、再生紙、中綴じ 15 ページ程度、2 色刷り、	50 部
⑨	次期住マ本書入稿データ	Adobe®Illustrator 形式	CD-ROM 等
⑩	次期住マ概要版入稿データ		
⑪	上記及び庁内会議用の資料（3(2)①エ）に関する電子データ一式		

※本市では使用するソフトを Google に移行する予定があるため、保存データ形式については、委託者と協議すること。

8 想定スケジュール（参考）



※スケジュールは、現在の想定であり、協議会の進捗等に応じて変更になることがあり、それに応じて、想定する納期も変動する可能性がある。

9 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

10 特記事項

- (1) 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (2) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (3) 業務の実施にあたり誠実に履行するとともに、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るように努力すること。
- (4) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、委託者及び受託者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (5) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、委託者の行う指示についても同様とする。
- (6) 本業務の成果であるデザイン、意匠権、著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は全て札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (7) 本業務に関する事故等は、札幌市に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受託者の負担とする。
- (8) 本業務は個人情報を取り扱うため、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (9) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。

【別記】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、**「札幌市情報セキュリティポリシー」**等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の**手続**を定めなければならない。
- 3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。
- 5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。
- 6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、

その承認を得なければならない。

- 3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を含められた場所から持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業員が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業員全員に対して実施しなければならない。

- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。
- 4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業員に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。
 - (1) 再委託先の名称
 - (2) 再委託する理由
 - (3) 再委託して処理する内容
 - (4) 再委託先において取り扱う情報
 - (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
 - (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

- 4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。
- 5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の手段及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

（複写、複製の禁止）

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業員を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全

管理措置の見直しを行うこと。

(3) 従業者の監督・教育を行うこと。

(4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。

(5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

- 第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

- 第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。